

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月21日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

1 監査の対象

体育課

2 監査の範囲

主として平成23年4月1日から同年11月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成24年1月30日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

5 監査の概要

体育課は教育委員会事務局に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 社会体育の企画及び指導に関すること。
- (2) 体育施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 次に掲げる都市公園（附属施設を含む。）の管理に関すること。

ア 東山公園

- イ 河崎公園
- ウ 日野川緑地
- エ 日野川桜つつみ公園
- オ 日野川堰緑地

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成23年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成23年11月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を監査した結果、支出事務及び精算事務は適正に事務処理されていたが、現金出納簿が資金前渡職員ごとに作成されていなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、旅行命令簿において、部用車を本市の区域外で使用する際に必要な所管部長の許可について決裁を受けていないものがあったため、米子市部用自動車の使用に関する規程（平成17年米子市訓令第29号）及び旅行命令簿等の記載について（平成19年12月27日付け総務部長通知）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 特別職の職員が公務で出張する際に、旅行依頼の事務処理が行われていなかったため、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 体育施設使用料及び体育施設電気料金に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

オ 行政財産使用料に関する収入事務について、関係書類を監査した結

果、調定されていないもの及び調定期を誤っているものがあったので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）及び米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）の規定に基づき、至急、事務手続を行い、及び調定するとともに、今後、適正に事務処理すること。

カ 大和公園整備事業負担金に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、調定額が誤っていたので、今後、適正に事務処理すること。

キ 修繕料に関する支出事務について、抽出により、関係書類を監査した結果、部用自動車の車検及び部品交換について、検査完了日から日数を著しく経過後に請求書を受理しているものがあったので、今後、注意すること。

ク 指定管理に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、米子市体育施設及び都市公園に関する指定管理料において、事業計画書及び収支予算書の提出が遅延しており、併せて事業計画書等の承認に関する記録がなかった。また、月例業務報告書の提出が遅延しているものがあったので、基本協定書に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ケ 委託料に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、平成23年度市民体育祭開催委託料において、委託業務完了報告書及び決算書が提出されていなかったもので、契約書に基づき、至急、提出を求めること。

コ 補助金の交付に関する事務について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に事務処理されていた。

サ 工事及び設計等業務委託に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

シ 土地借料に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、契約で定められた支払時期に土地借料を支払っていないものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

ス 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 公有財産の管理事務

ア 行政財産の目的外使用許可について、関係書類を監査した結果、公

園施設設置許可申請書又は行政財産使用許可申請書を提出させていないもの及び設置許可の更新手続をしていないまま使用させているものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）及び米子市都市公園条例の規定に基づき、至急、事務手続を行うとともに、今後、適正に事務処理すること。

イ 公有財産台帳の整備事務について、体育課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、不動産借受台帳において、副本が作成されていないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、速やかに、整備すること。

ウ 土地台帳の副本において、誤りがあつたので、速やかに、修正すること。

（3） 物品の管理事務

備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、速やかに、整備すること。

別図 組織図



別表 平成23年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成23年11月末日現在)

(単位 ; 円 . パーセント)

費 目	歳 入		(単位 ; 円 . パーセント)			
	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
土 木 使 用 料	119,000	12,110	12,110	0	10.2	100.0
教 育 使 用 料	39,151,000	27,615,210	24,939,814	2,675,396	63.7	90.3
災 害 復 旧 費 国 庫 負 担 金	16,023,000	0	0	0	0.0	—
教 育 費 国 庫 補 助 金	278,700,000	0	0	0	0.0	—
土 木 費 寄 附 金	536,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	18,852,000	9,976,221	8,757,138	1,219,083	46.5	87.8
教 育 債	277,700,000	0	0	0	0.0	—
災 害 復 旧 債	6,800,000	0	0	0	0.0	—
合 計	637,881,000	37,603,541	33,709,062	3,894,479	5.3	89.6

(単位 ; 円 . パーセント)

費 目	歳 出		(単位 ; 円 . パーセント)			
	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
保 健 体 育 総 務 費	61,281,000	35,709,918	35,709,918	25,571,082	58.3	100.0
体 育 振 興 費	2,143,000	1,903,354	1,439,354	703,646	67.2	75.6
体 育 施 設 費	817,826,000	518,055,673	185,767,318	632,058,682	22.7	35.9
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	26,932,500	4,042,500	0	26,932,500	0.0	0.0
合 計	908,182,500	559,711,445	222,916,590	685,265,910	24.5	39.8